

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

### 新潟市民病院管理規程第3号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号ア（ケ）中「6,700円」を「8,040円」に改め、同号ウ（イ）中「10,150円」を「9,500円」に改め、同号ウ（ウ）中「9,930円」を「9,500円」に改め、同号ウ（エ）中「23,760円」を「24,840円」に改め、同号ウ（カ）中「27,000円」を「26,460円」に改め、同号ウ（ク）中「43,200円」を「30,240円」に改め、同号ウ（サ）中「270円」を「320円」に改め、同条第18号オ（ア）（a）中「1,080円」を「1,180円」に改め、同号オ（ア）（b）中「1,100円」を「1,120円」に改め、同号オ（イ）（a）中「2,990円」を「3,070円」に改め、同条中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号を削り、第32号を第30号とし、第33号を第31号とし、第34号を第32号とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の規定に基づき徴収した、又は徴収すべきであった使用料及び手数料については、なお従前の例による。